

後期高齢者医療加入の皆様へ

令和7年度の後期高齢者医療保険料が決定しました

今回お送りした通知書は、宮城県後期高齢者医療広域連合で賦課決定を行った令和7年度の後期高齢者医療保険料額についてお知らせするものです。

通知書について

通知書は、『後期高齢者医療保険料額決定通知書』と『後期高齢者医療保険料納入通知書』に分かれています。

決定通知書（広域連合長名）

（1）送付先宛名

通常は被保険者本人になりますが、申し出によりご家族あてに変更されている場合もあります。

（2）令和7年度保険料額

広域連合で算定した今年度の年間保険料額が記載されます。

（3）被保険者情報

被保険者の氏名、被保険者番号、決定理由等が記載されます。

（4）保険料算定の基礎

前年の所得金額、保険料率や加入月数等の保険料算定のための基礎数値が記載されます。

納入通知書（富谷市長名）

（5）被保険者情報

被保険者の氏名、被保険者番号、住所等が記載されます。

（6）期別保険料額

特別徴収欄には、年金から天引きされる額が記載されます。10月以降の特別徴収欄と普通徴収欄に金額の記載がない方は、仮徴収（4月、6月、8月）の合計額が年間保険料額に達するため、追加の納付はありません。

普通徴収欄には、窓口納付または口座振替される額が記載されます。

（7）これからの保険料納付方法等

特別徴収（年金天引き、または普通徴収併用）の方は、10月からの納付方法や天引きの対象となる年金情報が記載されます。

普通徴収の方は、7月から翌年3月までの納付方法が記載されます。

（8）口座情報

普通徴収の方で口座振替の登録がある方は、振替口座の情報が記載されます。

後期高齢者医療保険料額決定通知書	
宮城県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 康志	
(1)	(2)
(3)	
(4)	

後期高齢者医療保険料納入通知書	
(5)	富谷市長 若生裕俊
(6) 特別徴収 普通徴収	(7)
	(8)

今後、保険料額が変更となる可能性がある方

令和7年度の保険料額は、令和6年1月から令和6年12月までの所得等を基に決定します。

この所得等の情報は、令和7年1月1日の住民登録市町村（住民税を課税する市町村）に登録されるため、①②いずれかに該当する方については対象の市町村に照会をしている状況です。

- ①令和7年1月2日以降に、富谷市に転入された方
②住所地特例に該当する方

暫定的な措置として、年金収入額及び所得金額を0円とみなして保険料を計算しておりますが、所得等の把握ができた時点で再計算を行い、改めてお知らせします。

また、保険料の納付方法が変更となる場合がありますのであらかじめご承知おきください。

[裏面へ→](#)

保険料の納め方について

特別徴収（年金天引き）の方

原則、①②両方に該当する方が特別徴収となります。

ただし、①②に加えて③④のいずれかに該当する方は、特別徴収義務者側（日本年金機構等の年金保険者）で天引きの準備が整わないため、普通徴収となります。

- ①特別徴収の対象となる年金受給額が年間18万円以上の方
- ②介護保険料が特別徴収となっている方

- ③年度途中で、75歳になられた方
- ④年度途中で、富谷市に転入された方

また、介護保険料額と後期高齢者医療保険料額の合計が年金受給額の半分以上を超える方は、普通徴収となります。

仮 徴 収			本 徴 収			令和8年度 仮 徴 収		
4月	6月	8月	10月	12月	令和8年 2月	4月	6月	8月
令和6年度に特別徴収だった方			年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を、3回に分けて天引きします。 ※特別徴収から普通徴収に変更になっている場合があります。 年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を、第4期（10月）から第9期（3月）の6回に分けて、窓口または口座振替で納めます。			令和8年2月の天引きがある方		
令和7年2月の天引き額と同額もしくは、令和6年度保険料額を基に計算した額を天引きします。						令和8年2月の天引き額と同額を天引きします。 改めてのお知らせはないため、この通知にてご確認ください。		
新たに特別徴収が開始となる方						令和8年2月の天引きがない方で普通徴収でもない方		
令和6年度保険料額を基に計算した額を天引きします。 ※日本年金機構等からの通知時期により、開始月はそれぞれ異なります。						令和8年度仮徴収はありません。 令和8年7月に、本徴収分（10月、12月、2月）の天引き額をお知らせします。		

普通徴収（窓口納付または口座振替）の方

原則、特別徴収の対象となる年金受給額が年額18万円未満の方は、普通徴収となります。

本 算 定 （確定賦課）								
1期 （7月）	2期 （8月）	3期 （9月）	4期 （10月）	5期 （11月）	6期 （12月）	7期 （1月）	8期 （2月）	9期 （3月）
年間保険料額を、9回に分けて納めます。 （※特別徴収から普通徴収に変更になった方は、4期～9期の6回）								

お問い合わせ窓口

後期高齢者医療保険料	保険料について	税務課 保険税担当	358-3164
	納付相談など	税務課 収納対策室	358-0519
窓口負担や高額医療などについて		健康推進課 保険・年金担当	358-0512